

よくある問い合わせ一覧

質問	回答
家屋取得前でも申請できますか。	家屋取得後に発行するものなので、事前申請はできません。
併用住宅の場合、延べ床面積が50㎡以上ですが、90%を超える居宅部分の床面積が50㎡未満でも申請できますか。	家屋全体として50㎡を超えていれば、申請できます。 (例) 家屋55㎡の併用住宅の場合、居住部分は $55 \times 0.9 = 49.5$ ㎡ですが、申請可能です。
建売住宅の場合でも、新築後1年以内であれば「新築されたもの」としての申請は可能ですか。	建売住宅は、「新築されたもの」ではなく、「建築後使用されたことのないもの」に該当するため、【(イ)第41条(b), (d), (f)】での申請となります。
建売住宅の場合、新築後1年以内であれば家屋未使用証明書の添付は必要ないですか。	建売住宅は、「新築されたもの」ではなく、「建築後使用されたことのないもの」に該当するため、家屋未使用証明書の添付が必要です。
当該家屋の取得年月日を確認できる添付書類は、売買契約書のみで確認できますか。	売買契約書において、所有権の移転を「残金代金決済日」としている場合は、具体的な所有権移転の日を証明できないため、領収書等（所有権の移転した日が確認できる書類）の添付が必要となります。